

令和 7 年分 年末調整業務委託確認書

大変お手数ですがご署名の上、該当する箇所を選択していただき、ご返送のほどお願いいたします。

令和 年 月 日

名称:

代表者:

■法定調書業務の委託確認につきまして

私は、令和 7 年分の法定調書業務を、税理士法人入江会計事務所へ

☐ 委託します / ☐ 委託しません

※実施する業務の内容、報酬につきましては裏面をご参照下さい。

■償却資産(固定資産税)申告書の作成について

私は、令和 7 年度の償却資産の申告書の作成を、

☐ 委託します / ☐ 委託せず、自身で行います

■償却資産申告書の提出義務の有無について

法人ないし個人が所有している事業用資産のうち、対象資産を保有している場合に申告義務がございます。

- 対象資産:内装工事、機械、工具器具備品等
- 対象外資産:土地、家屋、自家用車

※『免税点(課税標準額合計 150 万円)未満』の方であっても、申告義務はございますのでご留意下さい。

□償却資産申告書の作成報酬について

1. 令和 7 年分の年末調整業務を弊所へ委託される方
申告書の提出先が 2 箇所以上の場合、2 箇所目以降の報酬は、1 箇所あたり 5,500 円(税抜)となります(1 箇所のみ提出の場合は、基本料金に含めて対応いたします。)
2. 令和 7 年分の年末調整業務を弊所へ委託されない方
申告書の提出先1箇所あたりの報酬は 5,500 円(税抜)となります。

■ご提出期限

令和 7 年 11 月 14 日(金)

までに本委託確認書をお送り頂きますようお願い致します。

年末調整業務を委託される場合には、年末調整に必要な書類につきましても併せてお送りいただけますようお願いいたします。その際、資料をお預かり次第順次進めてまいりますので、**不足がある状態でも随時ご送付願います**。

上記についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

TEL:078-599-5556 FAX:078-599-5557 メール:support@irie-office.com

〒650-0034 神戸市中央区京町 74 番地京町 74 番ビル 4 階

税理士法人入江会計事務所 神戸事務所

■業務一覧

- 法定調書合計表作成・提出……………税務署に給料等の額、源泉徴収税額の申告を行います。
- 支払調書作成・提出……………報酬、使用料、売買に係る支払調書を作成し、税務署宛へ申告を行います。
- 償却資産申告書作成・提出……………償却資産申告書を作成し、各市町村宛へ申告を行います。

■報酬一覧

報酬は、法定調書合計表の押印を頂いた後にご請求させていただきます。

□法定調書合計表作成業務基本報酬

料金(税抜)
5,500 円(税抜)

□追加業務報酬

業務名	報酬	数量	内容
支払調書の作成1	1 枚あたり 550 円(税抜)	2 枚目以降	報酬・料金・契約金及び賞金を支払った場合が該当します。
支払調書の作成2	1 枚あたり 1,100 円(税抜)	1 枚目以降	「不動産等の売買又は貸付けのあっせんの手数料」、「譲受けの対価」等が該当します。
償却資産申告書作成・申告	1 箇所あたり 5,500 円(税抜)	1 箇所以降	弊所が、お客様の事業所がある市町村ごとに、償却資産申告書の作成・申告を行います。

※税務署による支払調書関連の調査が厳格化されました(法定監査)。法定調書合計表につきまして、従来は電話連絡等による指導のみで完結していた手続きであっても、今後は訪問による調査が行われる可能性がございます。

□令和 7 年中にご自宅を購入された方で、住宅ローン控除を受けられる場合

年末調整だけでなく、別途確定申告が必要となります。住宅ローン控除における確定申告業務は弊所にて基本料金 22,000 円(税抜)で承っております。

■償却資産申告書の提出義務の有無について

法人ないし個人が所有している事業用資産のうち、対象資産を保有している場合に申告義務がございます。

- 対象資産:内装工事、機械、工具器具備品等
- 対象外資産:土地、家屋、自家用車

※『免税点(課税標準額合計 150 万円)未満』の方であっても、申告義務はございますのでご留意下さい。